

令和7年3月13日

浪江町景観計画（案）に対するパブリック・コメントの募集結果について

1 パブリック・コメントの募集

- (1) 募集期間 令和7年1月6日から令和7年1月31日（金）まで
- (2) 周知方法 広報なみえ（令和7年1月発行）の同封物
- (3) 提出方法 書面、FAX、電子メール
- (4) 提出者数 5名
- (5) ご意見の件数 93件

2 ご意見の概況

(1) ご意見の分類

番号	分類	件数
1	計画案の内容に関するもの	45
2	計画案の文言に関するもの	36
3	計画策定の進め方に関するもの	3
4	パブリック・コメントを募集した内容以外に関するもの	9
5	合計	93

- (2) 計画書案への反映 11件

3 ご意見の要旨と町の考え

(1) 計画案の内容に関するもの

番号	頁	行	ご意見の要旨	町の考え
1	1	2	1 背景と目的 山林に沈着した放射性物質の挙動は、その減衰が進む間、継続して注意する必要がある。原発事故が収束し、廃炉が完了するまでは、常に不測の事態に備えて避難経路の確保などに万全を期することが欠かせない。人々の生活や経済活動は、こうした留意事項の充足の前提に支えるべきであり、現在の非常事態下において、浪江町の景観を本質的に形成する主要因の一つとなるものと考えられる。	本町の景観形成の主たる要因のひとつとして、原発事故による影響があるとのことご意見としてお受け取りいたします。
2	1	10	「多くの住民が避難を余儀なくされている中、多様な意見を集約し、未来の景観づくりを進めていくことが必要です。」とあるが、多様な意見とは何を指しているのか。	町民の皆様は、各地区、避難先など、それぞれの環境にお住まいです。景観づくりを考える上では、それぞれの皆様のご意見を集約して、検討を行ってまいります。
3	1	14	浪江駅周辺地区では、我が国を代表する建築家のデザインでと記載があるが、2022年6月12日の住民説明会において、隈研吾氏に対する厳しい批判が出ており、本計画において、反対派を捨象するような叙述をあえて行う必要はないものと思われる。	町中心部の状況として、我が国を代表する建築家のデザインで浪江駅周辺整備事業が進められていることを記載しております。
4	1	22	骨子案にあった「50年、100年後の町民が誇りとできる景観の町」との記載が無くなっている。 短期計画・中期計画・長期計画を明記すべきである。 計画期間を明記すべきである。	次代の町民が誇りとできる景観の町と文言を修正しております。 景観計画は、土地所有者、建物所有者の皆様のご協力をはじめ、町民・事業者・行政

				の協働で取り組んでいくものと考えております。 つきましては、長期的な取組となるため、目指す方向を定めてはおりますが、計画期間の設定はなじまないものと考えております。
5	1	24	(3) 町全体の状況 「浪江らしい」の概念を定義しておらず、抽象的な表現に陥っている。「浪江町復興計画【第三次】」でも「浪江らしい」という表現は用いられておらず、本計画で用いることは適切ではない。	町民の皆様どの方にも共通するものとして浪江があるものと考えております。浪江町の景観を考える上で、浪江らしいという言葉のひとつのキーワードとさせていただきたいと考えております。
6	1	25	「ふるさとの景観」とあるが、在住の町民のふるさとを指しているのか。	居住地によって区別する考えはなく、町民の皆様のふるさとを指しております。
7	1	29	サルスベリ、コスモスは、外来種であり、自然景観を形成しない。	自然景観は、主として、山地、丘陵地、農地、海岸、河川等、自然的なオープンスペースによって構成される景観と定義しております。
8	1	29	中国、メキシコ原産の外来種および国内外来種（サザンカ）などの植物名を挙げて「自然景観」を説明している。このように誤った自然の理解の上に、「自然との共生」は目指せない。	自然景観は、主として、山地、丘陵地、農地、海岸、河川等、自然的なオープンスペースによって構成される景観と定義しております。
9	1	29	人間が自然から受ける便益を指す生態系サービスが保たれるように図ることが、本来の意味での自然との共生、景観形成、特にその基盤形成にあたる。しかし、このような視点に基づく景観形成方針は、本計画案に	景観形成の基本方針は、基本的な考え方において、景観を構成する要素として、自然景観、歴史・文化的景観、市街地景観、活動景観、施設景観、眺望景観及び震災を伝

			は含まれていない。	える景観を挙げ、町の景観の骨格として、景観拠点及び景観軸を挙げ、地区別として、浪江、幾世橋、請戸、大堀、苅野及び津島を挙げております。
10	3	1	景観は、地域の自然、歴史、地勢や生態系などの風土、地域で育まれてきた文化や伝統、人々の暮らしや活動など、様々な要素が一体となって形づくられます。 「様々な要素が一体となって形づくられます」は、誤りではないが、どう「一体」となるかについて明確に書かれていないことまず指摘する。	景観を構成する要素として、記載したものが、それらの各要素が合わさったものとして、一つの景観となる旨を記載しております。
11	3	1	サルスベリ、コスモスは、外来種であり、自然景観を形成しないことをはじめ、自然の理解が足りていなければ、調査も適切に行えず、「自然との共生」も、景観計画の検討も適切に行いようがないのではないかな。なお、調査の不足は、後述するように地域の歴史に関しても同様に見当たる。	景観計画案の策定に当たっては、住民アンケート、住民ワークショップを行い、また、他自治体の景観計画を参考に記載内容の構成を検討し、必要な調査を行っております。
12	3	4	景観は、地域の自然、歴史、地勢や生態系などの風土、地域で育まれてきた文化や伝統、人々の暮らしや活動など、様々な要素が一体となって形づくられています。 景観法の基本理念では、「良好な景観は、地域の自然、	ご意見のとおり認識しております。

			歴史、文化等と人々の背地活、経済活動等との調和により形成されるものである（後略）」と書かれる。この「調和」をいかに図り、その結果である「良好な景観」の実現を導くかを、同法の基本理念では問うている。	
13	6	1	景観形成の基本理念・基本目標 基本理念と6つの基本目標が列記されているが、それぞれが景観の一断面を表しているだけで、自然・地形、歴史・文化、経済・産業、観光・交流、そして復興などを通貫した、つまりは深化した理解の上での浪江を景観の視点から見るためには、この6項目の列記だけでは伝わらない。例えば、これら6項目を共有するものとして「迫」を挙げたい。こうした具体的なイメージの提案によって、人々の浪江町に対する共感・協働の機運を醸成していく、そうした仕掛けをここでは表記したい。	迫とは、浅い谷のような地形であり、自然景観のひとつと認識しております。
14	6	15	本町を町外に発信する優れた景観をつくり出しています。 浪江駅周辺グランドデザイン基本計画のことを指しているのか、現在の町中で該当する場所は見当たらない。グランドデザインのことであれば、まだ完成していない事業への評価をすることは危険ではないか。行政の思いはわからないでもないが、設計者が誰である	ご意見の前の文章で、復興が進められ、新たな施設や市街地の整備、また、新しい産業の誘致により、町の活気やにぎわいを感じられる景観をつくり出していますと記載しており、道の駅なみえやなみえ創成小・中学校、棚塩産業団地など、復興整備事業全般について記載しております。

			うと客観的な表現が望ましい。	
15	6	20	町の多様な主体が一体となって、浪江らしさを作り続ける景観づくりを進めていきます。 基本的には了解するが、肝心なのはこの実践プロセスがどのようになされていくかである。この景観計画に限ったことでなく、住民との協働にはその経過・決定プロセスをオープンにしていかなければ、幅広い住民の協力を得ることはできないことは、これまでの事業から明らか。この基本理念に、ぜひ住民との協働プロセスのオープン化を明記してほしい。	景観計画策定においては、住民アンケート、住民ワークショップ、計画案のパブリック・コメントで、町民の皆様からご意見をいただいております。
16	7	23	震災の記憶を未来へ伝える景観づくり 浪江町復興計画【第三次】の５６頁に、地震・津波・原発事故による災害の記憶と教訓を風化さえることなく伝承と記載していることから、「原発事故」を追加すべき。	浪江町復興計画【第三次】においても、標題においては、震災の記憶の伝承としていることから、原文のままいたします。
17	7	23	原発事故からの避難経路が観光資源としての道路景観として位置付けることは可能であり、今後、避難経路を浪江町民が共有し、原発事故を継承し、町外の人々にとっては観光資源として有効であると思われる。	今後の取組に関するご意見としてお受け取りいたします。
18	7	23	浪江町は原発事故被害の当事者であり、被害にあった自治体が自ら原発事故の被害を矮小化してはならない。	原発事故に関するご意見としてお受け取りいたします。
19	11	30	ウ 農業景観	浪江町史別巻Ⅱの６～７ページを基に記載

			平野に広がる水田は、二宮尊徳の弟子である富田高慶が実践した二宮仕法によるものであり 町内における二宮仕法による水田の広がりという評価のエビデンス（典拠となる古文書）は皆無であり、捏造された歴史認識と言わざるを得ない。 二宮仕法の評価は、明治時代に至って、国民の勤労・勤勉意識を推進するために想像されたものであることはすでに歴史学研究で明らかになっている。 むしろ、浪江町の水田の景観という点であれば、谷田日清を取り上げることが、近年まで祭礼を営んでいた地域住民にとって重要なのではないだろうか。 浪江町の歴史をできるだけ正確に検証し、残すことが今生きている我々で代の責務であると考えます。	しております。 また、歴史認識に関するご意見としてお受け取りいたします。
20	11	30	二宮仕法 町行政の不振で二宮尊徳の「報徳仕法」の実績と評価がほとんどなされていない。日本の代表的な民俗学者でまた農政官僚だった柳田國男の著書「時代ト農政」には、「日本の農業施策で最も優れたもの」との評価がなされている。これが「迫」に凝縮されていることから、全国にある「迫」でも特に江戸期の農業政策が成功した相双地区の「迫」をなみえのシンボルとし、農水省の「棚田百選」にちなみ「迫百選」を浪江町から発信してはどうか。このメリットはかなり大きい。	今後の取組のご提案としてお受け取りいたします。

21	13	4	カコイと呼ばれる屋敷林 カコイに限らず、当地で長く機能してきた実績を持つ歴史的な景観形成技術を最新の研究に基づいて評価し、必要に応じて継承だけでなく、場所や状況に対応した進展、応用を図ることが、地域景観形成史に連なる景観形成を行うことに当たる。	カコイ（屋敷林）に関するご意見としてお受け取りいたします。
22	13	9	自然と共生する伝統文化と生活文化 カコイその他に見られる地域の「自然と共生する伝統文化と生活文化」の根本原則を整理し、指針として環境設計を行うことで、地域景観が継承でき、さらに新しい地域的な工夫の方法が見つかれば、景観を進展させることも可能となると考えられる。	景観づくりのご提案としてお受け取りいたします。
23	13	18	イ 歴史・文化的資源 町内の文化財（景観に関わるもの）として、5件挙げているが、指定文化財のみであり、不十分と言わざるを得ない。 他町では、「震災・原発事故アーカイブズ資料群」を文化財として設定しており、これに基づいて、文化財保存活用地域計画の策定を進めている。 浪江町でも文化財保存活用地域計画が議論されることを望み、本計画とも密接な関係があるものと思われる。	文化財に関するご意見、また、文化財と景観計画の関係に関するご意見としてお受け取りいたします。

24	13	18	イ 歴史・文化的資源 役場津島支所の西側にあった通称「長屋門」は昨年12月、解体されていた。所有者によれば、保存の打診をしたが、行政からは「不可」の連絡で、県マターだとも。長屋門は津島には3件あったそうだが、この長屋門が最後となっていた。これは歴史・文化的資源ではないだろうか。景観計画策定委員会は関与していたのか、また、その調査と解体判定となったプロセスを出してほしい。	ご意見の工作物の解体に浪江町景観計画策定委員会は関与しておりません。私有財産の解体は、所有者様によるものと認識しております。
25	14	10	新たな整備による洗練されたデザインを活かし 洗練されたデザインが意味するものと、それが自然と共生する暮らしにどうつながるのかについて、何も説明がない。	新たな整備による洗練されたデザインと、ここで記載しているものは、浪江駅周辺事業です。 7頁に、自然を大切にし、自然と共生しながら暮らしを営んできたふるさとの景観を守りますと記載しておりますが、本町の景観のそれぞれの側面を捉えて記載しております。
26	14	13	工業地景観（産業団地）について、観光・関係人口等の町外との交流と記載があるが、具体的なイメージが不明である。	当該箇所に記載のとおり、現在本町には、福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）や福島高度集成材製造センター（FLAM）などをはじめ、最先端の産業施設が立地しており、多くの視察者・関係者等が訪れております。
27	15	10	道路沿道景観	道路工事に伴う伐採は、道路管理者による

			旧国道で西台の泉田川を北上した道での坂にあった桜並木もまた先月、全伐採されていた。作業員に確認したら道路拡張のためとのこと。伐採までのプロセスを提示してもらいたい。	ものと認識しております。
28	17	1	(7) 震災の記憶・教訓 児童が避難した道を遺構としないのはなぜか。	震災遺構浪江町立請戸小学校に資料を作成しております。利便性の観点から、道路を遺構とするよりも、資料による記録が望ましいと考えております。
29	18	6	(イ) 主要道路 景観軸として、県道 253 号落合浪江線を追加すべき。	県道 253 号落合浪江線は、高瀬川溪谷をはじめ本町の代表的な景観要素ですので、追加いたします。
30	22	3	請戸川リバーラインの約 1.5 km にわたる約 120 本のソメイヨシノの並木 2024 年 4 月 10 日に調査したところ、179 本でしたので訂正してください。	調査したところ、記載のとおりでしたので、原文のままいたします。
31	22	8	イ 主な景観資源 浪江地区の眺望点 駅より西側において、西から東に向けた眺望点がないため、検討が必要。	浪江地区の眺望点は、代表的なものとして、丈六公園と西台地区からの眺めを記載しております。
32	23	7	浪江地区の施設景観 浪江防災コミュニティセンターの記載がないのはなぜか。	浪江駅、ふれあいセンターなみえ、地域スポーツセンターなど代表的なものを記載しております。
33	23	4	権現堂条里制跡（街路網）	埋蔵文化財に関するご意見としてお受け取

			権現堂・川添・北幾世橋の条里制跡を残す努力を進めてもらいたい。	りいたします。
34	23	7	浪江地区の施設景観 浪江防災コミュニティセンターは大字川添にあるが、なぜ名称が浪江となっているのか。	浪江防災コミュニティセンターは、浪江地区に配置されており、浪江地区は、大字権現堂、川添、樋渡、牛渡、高瀬の範囲となっております。
35	27	3	イ 主な景観資源 震災を伝える景観 請戸小学校の児童が避難した道の記載がないのはなぜか。	避難ルートは、現地の景観のみでその内容を伝えることが難しいため、震災遺構浪江町立請戸小学校に資料を作成しております。
36	31	3	イ 主な景観資源 施設景観 浪江町防災コミュニティセンターを記載すべき。	ご意見のとおり、記載いたします。
37	32	16	津島小学校は閉校にならないのか。	津島小学校は、令和3年6月に閉校となっております。
38	32	24	津島地区 林業の記載がないのはなぜか。	代表的な生業の例として、農業を記載しております。
39	34	19	(2) 景観形成重点地区の設定方針 福島国際研究教育機構（F-REI）は記載しないのか。	景観形成重点地区を検討する地区の例示として、浪江駅周辺を記載しておりますので、その他の地区を除外するものではありません。
40	35	2	1 届出に関する手続き 特定届出対象行為とは何か。	景観計画に定める基準に適合しないときは、設計の変更等の必要な措置を命ずることができます。この対象が、特定届出対象行為であり、建築物または工作物に係る行

				為となっております。
41	35	2	1 届出に関する手続き 「勧告・公表」と「変更命令」の違いは何か。	勧告は、景観計画の基準に適合するよう必要な処置を勧めることです。公表は、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該勧告内容を公表することができます。また、変更命令は、景観計画の基準に適合するよう必要な処置をとることを命じることです。
42	45	2	1 景観重要建造物の指定方針 景観重要建造物とは例えばどのようなものか。	景観重要建造物は、歴史的価値の高い建造物や、地域固有の伝統的な形態を有している建造物などであり、一般的には、定義に該当するお城、神社仏閣、歴史のある商家・住宅などが指定されている事例があります。
43	45	21	2 景観重要樹木の指定方針 景観重要樹木とは例えばどのようなものか。	景観重要樹木は、歴史・文化的な意義を持つ樹木、神社の社叢、並木など、地域の景観を形成する上で重要な樹木です。一般的には、定義に該当する松、杉、ケヤキなどの大木が指定されている事例があります。
44	51	29	景観行政団体とは具体的に何を指すのか。	現時点では、福島県であり、浪江町景観条例施行後は、浪江町です。
45	—	—	創造的復興に資する予算と浪江町の歴史や文化を保全していく予算のバランスが不均衡ではないか。原発事	景観計画は、景観形成に関する考え方や町全体の基準を定めるものです。優先すべき

			故の被害に遭ったにもかかわらず、思い出が壊されていくことが多い。景観計画では、歴史や文化を守ることを優先することを望む。	分野のご意見としてお受け取りいたします。
--	--	--	--	----------------------

(2) 計画案の文言に関するもの

番号	頁	行	ご意見の要旨	町の考え
1	1	1	原子力災害 東京電力福島第一原子力発電所での原子力災害とすべきではないか。	東京電力福島第一原子力発電所の事故といたします。
2	1	4	居住者数は約 2,000 人 どの時点の人数とするのか。	計画書の策定時点といたします。
3	1	9	見出し 見出しとすべきではないか。	「見出し」が正しいものとされておりますが、出す（いだす）が常用漢字表に掲載されていない表記であるため、「見だし」といたします。
4	2	5	等、などの意味の違いは何か。	意味は同じです。
5	2	7	本計画は、地域の特色を活かした良好な景観の保全や創造を図り、次代の町民が誇りとできる景観の町をつくりだすことを目指します。 この文章を改行すべきではないか。	前の文章からつながりがあるため、原文のままといたします。
6	1	24	(3) 町全体の状況 山、川、海に関する記載があるが、空についても追記してほしい。	町民アンケートにおいても、好きな景観、大切にしたい景観として、浪江の空が挙げられておりました。ご意見のとおり、空について追記いたします。

7	2	16	景観条例、屋外広告物条例 福島県の条例なのか、浪江町の条例なのか不明。	浪江町景観条例、福島県屋外広告物条例といたします。
8	3	5	したがって、住民、事業者、行政など、地域内外の多様な主体の関わりにより この文言は、したがって、住む人々、生業に携わる人々、役場の職員など、地域内外の多様な人々の関わりによりとすべき。	簡潔な表現のため、原文のままいたします。 また、多様な主体とは、住民、行政区、地域活動団体、NPO、企業、行政などを含みますので、原文のままいたします。
9	3	6	また長期わたる活動を通じて この文言は、短期に留まらず、中・長期にわたる活動を通じてとすべき。	景観形成は、土地の所有者、建物の所有者をはじめ、多くの方々の関わりで実現するものですので、原文のままいたします。
10	3	9	景観を守り伝えること、新しい景観をつくること この文言は、景観を守り伝えると共に、新しい景観をつくることとすべき。	景観を守り伝えるとともに、新しい景観をつくることといたします。
11	10	4	本町の都市景観を形成する上で 都市という表現は妥当か。浪江町を強調することを考えれば都市を削除すべき	都市景観は道路や建築物などの人工的な構造物と、海や河川、海浜などの自然的な要素、歴史文化的要素などから構成されるものを意味しておりますので、原文のままいたします。
12	10	20	歴史的要素による景観 歴史・文化的要素による景観とすべき。	ご意見のとおり修正いたします。
13	11	1	(1) 自然景観 この前に、○景観を構成する要素と見出しを付けるべ	文章の段落構成上、原文のままいたします。

			き。	
14	11	25	森林の大部分が帰還困難区域 帰還困難解除はどの地域なのか。 また、森林の〇〇などの解除区域を除き大部分がと記載した方が分かりやすい。	帰還困難区域のうち避難指示が解除されたのは、特定復興再生拠点区域です。 また、森林の大部分が帰還困難区域は、簡潔な表現のため、原文のままいたします。
15	12	11	耕作が難しい農地に関しては、荒地にしないよう有効活用を進めながら 有効活用の具体的な例示をすべき	耕作が難しい農地に関して、景観形成の観点で言及しておりますので、原文のままいたします。
16	13	4	カコイとよばれる屋敷林 カコイ（囿）とよばれる屋敷林とすべき	屋敷林の呼称ですので、原文のままいたします。
17	13	9	津島地区などの山間部では、農業が営まれ この文言は、農林業が営まれとすべき	ご指摘のとおり修正します。
18	13	11	大堀地区、津島地区の大部分はいまだ帰還困難区域に指定されています。 この文言は、大部分は原子力災害により帰還困難区域に指定されていますとすべき。	帰還困難区域は原子力災害による避難指示区域の一部ですので、原文のままいたします。
19	13	29	半谷利辰邸内のウラジログシ（町指定文化財） 場所の特定が困難である。	例として複数記載したものの一つですので、当該記載につきましては、削除いたします。
20	14	14	町内には、4か所の産業団地があり、規模の大きな工場が集積しています。	産業団地には、規模の大きな工場が集積しているため、原文のままとします。

			この文言は、町内には、4か所の産業団地があり、工場が集積していますとすべき。	
21	15	6	商店街はにぎわいを感じ、統一感のある都市景観の創出を目指します。 町を強調するには、この文言から都市を削除すべき。	都市景観という言葉であるため、原文のままとします。
22	15	10	エ 道路沿道景観 国道や県道などの幹線道路の沿道には、規模の大きな事業所や商業施設等が立地しており、町の活気を感じることができます。また、沿道では桜などの緑化が行われ、富岡街道（国道114号）、浜街道（県道391号広野小高線）などは歴史を伝えます。主要な道路は、自動車利用者等に対して本町を印象づける沿道景観をつくり出しています。 この文章は、現状、未来、現状という構成になっており、不調和を感じる。	道路沿線景観の代表的なものの現状説明を記載しておりますので、原文のままといたします。
23	16	5	十日市祭と十日市の違いは何か。	本町では、古くから十日市という市がありますが、近年十日市祭というイベントとしております。
24	17	14	(8) 町の景観の骨格 9頁の表の文言と一致させるため、(8) ○町の景観の骨格とすべき。	9頁の表においては、見やすくするため、○を付しております。原文のままといたします。

25	17	17	ア 景観拠点 (1) 景観拠点とすべき。	(8) 町の景観の骨格 ア 景観拠点 イ 景観軸 (数字)の次は、カタカナの記号としておりますので、原文のままいたします。
26	17	33	イ 景観軸 (2) 景観軸とすべき。	同上
27	24	4	5代藩主の相馬昌胤 5相馬藩主の相馬昌胤とすべき。	ご意見のとおり修正いたします。
28	24	15	また、浪江町役場、なみえ創成小・中学校は、多くの町民が利用する施設であり 浪江にじいろこども園を追加すべき。	ご意見のとおり修正いたします。
29	28	8	東日本大震災に伴う原発事故により 1頁1行に原子力災害となるが、なぜ原発事故か	ご意見のとおり、1頁1行の原子力災害を原発事故に修正いたします。
30	29	4	田尻江に説明書きを付けるべき。	田尻江は、歴史のある農業用水路です。ご意見のとおり修正します。
31	30	3	カコイとよばれる屋敷林 カコイ（囿）とよばれる屋敷林とすべき	屋敷林の呼称ですので、原文のままいたします。
32	30	9	請戸川の上流にある、大柿ダムのダム湖や不動滝は本町を代表する景観資源であり、かつては川には多くの	ご意見のとおり修正いたします。

			釣り人も訪れていました。	
			かつて川には多くの釣り人も訪れていました。	
33	32	4	津島地区 それぞれの集落の中には、歴史のある建造物が立ち並び 歴史のある建造物の例を挙げるべき。	寺社や農家住宅などの歴史のある建造物に修正いたします。
34	33	5	自然景観 たばこ畑、乳牛・肉牛、林業 文章に記載がなく、表にのみ記載されている。	表には、主要な景観資源を記載しております。
35	33	5	自然景観 林業 林業は、自然景観ではなく、活動景観ではないか。	山や森林を表現するために、林業と記載しましたが、津島五山があるため、自然景観の林業を削除いたします。
36	51	28	民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備 市民ではなく、町民ではないか。	前の文章と統一するため、市民を住民に修正いたします。

(3) 計画策定の進め方に関するもの

番号	ご意見の要旨	町の考え
1	浪江町の景観に関する知的資産の継承がなされていない。2005年に福島県相双地方振興局が発行した「浪江の風景読本」を知らない浪江町職員もいたので、市街地整備課に提出した。これは国道114号改築事業を国道6号と常磐道の連絡強化を目的として、2004年から3年間、受託者が「浪江の風景を読む会」を立ち上げ、町民と専門家「研究者と技術者」の協働による景観観察を3年間で14回、毎回テ	「浪江の風景読本」を確認させていただきました。景観計画策定の材料とすべきもののご意見としてお受け取りいたします。

	一マを設定して、座学と巡検を行い、途中 2005 年には十日市で学習成果発表会を行った。しかし、景観計画を策定するにもかかわらず、行政がこのような過去の景観に関わった事実を知ろうとしていなかった。町は景観に関する知的財産の蓄積を怠って町民に動機的にも教育的にも損害を与えている。「浪江の風景読本」をベースとした景観計画であれば、現景観計画の趣旨より高度レベルで達成できるため、町の責任は大きい。	
2	碑（いしぶみ）の利活用 1980 年から 3 年間、「浪江公民館市民学校郷土史コース」という公民館事業で、町内にある石仏・野仏の調査学習で、成果物として毎年 1980 年は約 100 頁、1981 年は 150 頁、1982 年は 200 頁の報告書を制作してきた。こうした地道な市民活動を継続してこそ、景観なり、復興なりと自分事として考える機運が増してくることを伝えた。	機運醸成のご意見としてお受け取りいたします。
3	浪江らしいとは何かということを一から考え直す必要があるのではない。そのためにも住民だけでなく、元住民、出身者、有識者の意見を取り入れる機会を設けてはどうだろうか。	景観計画は、景観形成に関する考え方や町全体の基準を定めるものです。 つきましては、町民の皆様を対象にアンケート、住民ワークショップ、パブリック・コメント募集を実施しております。

(4) パブリック・コメントを募集した内容以外に関するもの

番号	ご意見の要旨	町の考え
1	高瀬川上流の神鳴ダムの景観保持と駐車場整備をしてほしい。	ハードの維持管理・整備に関するご意見として

		お受け取りいたします。
2	陶芸の杜おおぼりに軽食・喫茶の機能を設けてほしい。陶芸試作と販売に対応してほしい。	陶芸の杜おおぼりに関するご意見としてお受け取りいたします。
3	井手、谷津田、酒井の高瀬川の北側にサイクリングロードを整備してほしい。	ハード整備に関するご意見としてお受け取りいたします。
4	井手、谷津田、酒井の高瀬川の南側に散歩道と町営住宅を整備してほしい。	ハード整備に関するご意見としてお受け取りいたします。
5	井手、谷津田、酒井の太陽光発電と蓄電モデル地区としてほしい。また、次世代ペロブスカイトに移行してほしい。	太陽光発電に関するご意見としてお受け取りいたします。
6	県道落合浪江線を歴史、食、健康増進を目的として、資源を集中させる。	まちづくりに関するご意見としてお受け取りいたします。
7	再生可能エネルギー、水素の利用と蓄電基地の検討を進めてほしい。	再生可能エネルギー、水素の取組に関するご意見としてお受け取りいたします。
8	町景観全体のジオラマを作成してほしい。	ご要望としてお受け取りいたします。
9	私は震災前、環境保全向上対策事業を室原で行っていました。室原地区は、水路の生き物の保護に取り組んでいましたが、震災後水路に水がなくなり、全滅しました。様々な希少生物を復活させ元の豊かな風土を取り戻したいと思います。室原駐在所の裏の水路に水が流れれば、ここに住んでいた希少生物は復活するでしょう。	希少生物の保護に関するご意見としてお受け取りいたします。

以上